

2022年度

いじめ防止対策基本方針

長 浜 市 立 湖 北 中 学 校

1. いじめ防止等についての基本的な考え

いじめは、理由の如何にかかわらず「人間として絶対に許されない行為」であり、全教職員が自らの課題として切実に受けとめ、家庭、地域と一体になって徹底して取り組む重要課題である。しかしながら、その本質は表面化しにくく、根の部分に関わりにくいものでもあります。

そのため、学校として未然防止と早期発見・早期対応にむけ組織的に取り組むことが大切であると考えています。

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの特徴

①いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。

- ・加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみの場合がある。
- ・被害者が気づいていない、気づいても認めたくない。認めても声に出せない(相談できない)ことがある。
- ・多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しない。
- ・「ふざけていただけ」などの「言い訳」としてのトリックが存在し、見えづらくするための仕掛けが存在する。
- ・インターネットの利用などにより、直接の関わりがなくとも大人が見えないところで進行していることがある。
- ・出来事の認識は不可欠であるが、その積み上げだけではいじめがあったと判断するのは難しい。

②いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。

- ・いじめは「行為」だけでなく、どのような人間関係にあるかによって、意味や程度に違いがある。
- ・お互いの力関係のアンバランスによって生じるものである。
- ・誰もが被害になり加害にもなり得る流動的なものである。
- ・教師の発言が、力関係のアンバランスを誘発することがある。
- ・関係性が生じる場面は「日常」であるが、近年子どもにとっての「日常」が学校である割合が高くなってきている。

③いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大の影響を与える。

- ・周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷になる。
- ・これはいじめではない(いじめられていない)と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがある。
- ・自尊感情がひどく傷つく。
- ・身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

(3) いじめに対する基本的な姿勢

①いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。

- ・いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものである。家庭でも、学校でも、地域でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもたちが安心して相談し、安心して暮らせる環境を社会全体でつくることが大切である。
- ・自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中から伝えることが大切である。

②どの学校でも、どの子にも起こりうるものであるという危機意識をもつ。

- ・「自分の子どもは大丈夫」や「自分のクラスは大丈夫」という大人の思いこみは、子どもの些細なサインを見逃すことになる。いじめられている子どもは、周りに余計な心配をかけないために、身近な人ほど自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうものである。このため、日頃から「ひょっとしていじめられているかも」という**危機意識**を持つことが大切である。

人間的なふれあいを大切にしながら共感的な生徒理解に努め、生徒の自主的・意欲的活動を重視する生徒指導をおこなう

重点目標

- ◆**生徒告連絡木目談の推進を図る**
- ◆**広報活動を通じての家庭・地域・関係諸機関との連携を強化する**
- ◆**問題行動発生時の対応を整え、学年間・関係諸機関との連携を図る**
- ◆**つながりの生徒指導を推進する**
- ◆**積極的でぬくもりのある生徒指導を推進する**

2. 未然に防止するための取り組み

- (1) 学級経営、教科の授業、道徳、特別活動、生徒会活動、情報モラル教育、特別支援を必要とする生徒へのいじめを防ぐこと等、教育活動全体を通して「問題が発生しにくい学校・学級」の雰囲気をつくる
 - ・ 普段の教育活動の中で、いじめを許さないことを訴えるとともに、積極的に生徒理解に努め、問題の早期発見、早期解決に努める。
 - ・ 相談活動を充実させ、いじめなどの生徒の悩みを解決できるように努める
 - ・ 生徒とふれあう時間の確保に努め、悩みを持った生徒がいつでも相談できるような体制づくりをする。
- (2) 家庭・地域・関係諸機関との連携を強化する
 - ・ 緻密な家庭との連絡をはかる。
 - ・ 「学校だより」、「学年通信」、「諸通信」等、広報活動を通じて連携をはかる。
 - ・ 小・中 の連携をはかる。
 - ・ 関係機関（子ども家庭相談センター・青少年センター・生活安全課・心の教育相談センター・市教委・家庭裁判所等）、地域の関係諸団体との連携を強化する。
- (3) 「命」を大切にする指導を行う。
 - ・ 生徒との「心の交流」をつくる。
 - ・ 小さな変化を見逃さない。
 - ・ 「命」の大切さをあらゆる場面で指導する。

年間計画

月	月別目標	生徒指導の重点事項
4	新たな気持ちでけじめある生活をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・指導目標、努力点の設定 ・オリエンテーション1年 ・生徒写真の作成 ・通学方法 ・貴重品の取り扱い指導 ・生徒マナーの配布 ・生徒名簿の作成 ・登校指導 ・学年集会 ・生徒指導の確認 ・アンケート調査
5	きまりを守り規則正しい生活をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動正式入部と部活指導 ・生徒総会に向けての指導 ・春季総体に向けての指導 ・中間テストに向けての学習指導 ・交通安全指導 ・連休指導 ・家庭訪問計画
6	学習環境を整え校内の美化に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・夏の健康指導 ・期末テストに向けての指導 ・修学旅行に向けての指導 ・体育大会に向けての指導 ・美化指導 ・アンケート調査
7	自らすすんで心身を鍛えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季総体に向けての指導 ・夏休みにに向けての指導(計画、諸注意) ・期末保護者会 ・1学期の反省
8	暑さに負けず目標を定め計画的な生活を送ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・休み中の生徒指導(訪問、電話等) ・質問教室 ・部活動指導
9	生活のリズムを確立し進んで集団生活に参加しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活の点検活動 ・体育大会に向けての指導(学級指導・生徒会・部活指導) ・アンケート調査 ・登校指導 ・体育大会
10	心身を鍛え、意欲的に行動しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・秋季総体に向けての指導 ・中間テストに向けての指導
11	互いに協力し合い集団生活の意義を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・期末テストに向けての指導 ・新生徒会役員への指導 ・進路相談・進路説明会 ・校外学習に向けての指導 ・教育相談週間 ・人権に関する指導

12	自分の生活を見直し 自らを高めよう	・冬休みに向けての指導 ・2学期の反省 ・三者懇談会
1	決意を新たにして、 計画を立てて生活し よう	・登校指導 ・点検活動
2	有終の美を飾ろう 学習・生活・体力づく り	・私立入試 ・入学説明会 ・期末テストに向けての指導 ・教育相談週間 ・冬の健康指導
3	1年間を反省し次年 度の計画をたてよう	・卒業式に向けての指導 ・小中連絡会 ・春休みに向けての指導 ・クラス分け準備 ・公立高校入試 ・1年間の反省

3. 早期発見のための取り組み

(1) きめ細かな生徒観察

*授業時間の見守り・・・気がついたことは、「かくさず」「すぐに」、学年担当・学級担任・生徒指導主事・管理職に連絡する。

*休み時間の見守り・・・従来通り、授業者は数分前に教室へ、授業が終わればすぐに職員室に戻らず廊下等で観察する。

*昼休みの見守り・・・子どもたちのサインが一番でやすい時間帯。できるだけ子どもの近くに。簡単な相談活動。

*部活動での見守り・・・顧問は、気がついたことは、「かくさず」「すぐに」学年担当・学級担任・生徒指導主事・管理職に。欠席者の確認、連絡等

(2) 生活の記録（連絡ノート）の有効活用

生活の記録（児童・生徒連絡帳）は、子どもたちや保護者と担任との「大切なところのかけはし」になっている。担任を中心にていねいに目をとおり、子どもたちのつぶやきを受け止めることが肝要である。気になることがあれば、「すぐに」学年担当・生徒指導・管理職に報告・連絡する。

(3) 教育相談の充実～アンケートの実施

定期的な教育相談（原則として1学期1回、2学期1回、3学期1回）の充実をはかる。事前生活実態調査や悩みアンケートを実施し、相談活動が有効に行われるよう配慮する。

- (2)いじめられた側の立場になって、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める
- ・いじめられた子どもは誰にも相談できず、非常につらい思いをしている。そのため、子どもの被害感があれば、いじめの「事実」ととらえ、丁寧に対応する。まず、子どもの気持ちに寄り添って「つらかったね」「気づかなくてごめんね」「よく相談してくれたね」といったメッセージを送り、子どもの声にじっくりと耳を傾ける。
 - ・子どもたちが、この人なら話しても大丈夫と思えるような人間関係を日頃から構築する。
- (3)迅速かつ組織的に対応する
- ・いじめられた子どもにとっては、一日一日が非常に長くつらい時間である。そのため相談をうけた時や発覚した段階では既に深刻な状態であることを理解して対応に当たる。
 - ・いじめへの対応については、未然防止をふくめ、学校における組織的な対応が必要である。いじめの原因や背景には様々な要因が考えられるから、一人の目だけでは正しい子ども理解はできない。できるだけ多くの人から情報を収集することが大切である。
- (4)加害者への適切な指導で再発を防ぐ
- ・いじめは加害行為を止めなければ解決にはならない。いじめている子どもも、いじめられていることで心のバランスを保っている。解決のために謝罪させたり、握手させたりする指導も重要であるが、まずは、いじめをしてしまった子どもが何に悩んでいるのかその原因や背景を理解することである。じっくりと話を聞き、子どもの抱える「しんどさ」を理解した上で、「だめなことはだめ」と教える。

5. 校内組織

いじめ対策委員会 【校長、教頭、教務、学芸、生指、養教、SC】

◆情報交換 ◆全校レベルの問題行動に対する方針検討

生徒指導委員会 【校長、教頭、教務、学芸、生指、養教】

◆情報交換 ◆全校レベルの問題行動に対する方針検討

生徒指導部会 【校長、教頭、教務、学年主任、生指】

◆情報交換 ◆協議(朝の打ち合わせ) ◆全校レベルの問題行動に対する対処

教育相談委員会 【校長、教頭、教相主任、養教、SC、生指、学年主任、特別支援】

◆情報交換 ◆協議(関係機関との連携・個々の事例検討と対応)